

中長期的な人材育成の指針となる「三重県職員防災人材育成指針」を策定（R2.3月予定）

三重県防災対策推進条例（改正案）第32条に基づき、「県が講じなければならない人材育成に関する措置」の具体的な方向性を定めた指針

課題認識

○南海トラフ地震や風水害の激甚化、コミュニティの弱体化など
社会の変化のため、あらゆる分野で備えが必要

○三重県職員への意見照会では、**被災経験が無い**ため、

自らがすべき行動がわからない状況

「そのような死者が出る災害だという感覚とは
結び付いていなかった」（阪神・淡路大震災）

「何かしなければならぬが何をすべきか分からず、
不安だけが広がった。」（東日本大震災）

被災自治体
職員の手記等

＜災害対応を行う行政職員の共通的な課題を整理＞



○災害（被災）イメージ不足

- 災害対応の全体像がわからない
- 災害対応のマネジメント手法がわからない
- 個別業務がわからない

ここが
重要

指針がめざすもの

全ての職員が、

- ・日常的に防災・減災に取り組む
- ・発災後は人命の確保はもとより、被災者の早期の生活再建と地域社会のより良い復興を県民とともに成し遂げる資質をもつ

○職員像 県民とともに「防災の日常化」に取り組む職員

○5つの行動原則

（災害発生前～復旧・復興の間に
職員に求められる行動として整理）

- 1 被災地から学び備える
- 2 職員として自らの命は自らで守り、県民の生命・財産を守る
- 3 災害対応は時間との戦いとなるため、率先して行動する
- 4 多様な被災者ニーズに応えるため、各自の業務を越えて連携する
- 5 地域社会のより良い復興を念頭に、常に一步先を見据える

防災人材育成の方向性

○職員が身につけておくべき能力

「平常時の業務に取り組む姿勢が
災害時にも活かす」（東日本大震災）

被災自治体
職員の手記等

平常時の行政運営に必要とされる能力をベースとしつつ、
課題を解決するため次の項目の能力向上を目指す

- 災害（被災）イメージ力
- 災害対応の全体像把握力
- 心構え
- 災害対応のマネジメント能力
- 個別業務の処理能力



役割別

災害対策本部における各役割を担う職員に必要
とされる能力の向上

統括部、部隊別、所属別等の研修

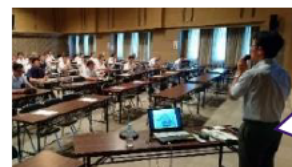
階層別

平常時に各階層で必要となる能力と関連する
能力の向上

階層別の研修

○研修

災害を疑似体験する手法
過去の災害記録の活用
標準教材の作成



被災
自治体
職員の
体験談

被災体験を学び災害（被災）イメージ力を向上

○OJT

被災地派遣、災害対策本部の経験、BCP検証 など

○人事 適材配置、防災スペシャリスト人材の確保

➡ 指針に基づき計画的な人材育成を実施